

仕 様 書

この仕様書は、血液培養自動分析装置（以下「機器」という）の購入及び保守点検（5年）について適用する。

I. 機器購入に係る仕様

1 品名及び規格（型番）、メーカー名、数量等

品 名	規格（型番）	メーカー名	数量
血液培養自動分析装置	バクテアラート 3D 120 型	ビオメリュー・ジャパン	1 式

特記事項

1. 機器の納入時に必要となる搬入、据付、調整に係る経費を含むこと。
2. 機器の納入時に既存品を院内の指示する場所に移動させること。

2 一般的条項

- (1) 受注者は、機器の納入期限を厳守するとともに、納品にあたっては、事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、当院に連絡すること。
- (2) 機器を当院に引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任を持って行うこと。
- (3) 受注者は、機器の引き渡しの際、次の書類等を提出すること。
 - ① 機器の構造、機能及び取り扱いに関する説明書とメーカー発行の保証書
 - ② 機器に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表
- (4) 新品・未開封のものを納品すること。

3 納入期限

令和5年3月31日（金）

なお、納入に際し予め納入場所を確認し、当院が別途指定する日時に納入すること。

4 納入場所

広島市立舟入市民病院 2階 細菌検査室 【担当：田中】
(広島市中区舟入幸町14番11号)

5 検査及び引き渡し

受注者は、納品及び調整完了後、速やかに事務室用度担当に連絡し、当院の指定する者の検査を受け、機器の引き渡しを行うこと。

検査の際は、発注したメーカー名・規格・型番等が明確に確認できるものを用意しておくこと。確認できない場合は検査不合格とする。なお、検査の結果、不合格となった場合の取り替え等に要する費用は、受注者の負担とする。

6 保証期間

本機器検査受領後1か年とする。ただし、受注者又は製造者の責任に帰する機器の破損及び故障については、保証期間終了後であっても無償修理又は良品と取替えるものとする。

II. 保守点検業務にかかる仕様

1 業務対象

前記I. 第1項に記載された機器を対象とする。

2 業務の目的

本業務は、広島市立舟入市民病院に設置した血液培養自動分析装置（以下「本機器」という。）について、その正常な機能を維持し、且つ良好な状態で稼働させるために、受注者が障害発生時の早期復旧等に必要な作業（以下「本件業務」という。）を行うことを目的とする。

3 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 業務内容

本件業務の内容は、次に掲げる業務とする。

- (1) 故障発生時に発注者の依頼を受けて行う電話による修理サポート業務
- (2) 故障発生時に技術員を派遣して行う緊急修復業務
- (3) 定期点検業務（点検内容は別表1のとおり。）

5 業務の取扱い

- (1) 受注者は、発注者が良好に本機器を使用できるよう、必要な部品の交換（このうち、定期交換及び主要緊急保守部品については別表2のとおり。）、機器の清掃点検、修理及び調整等の設備を行い、本機器を良好な状態に保つものとする。
- (2) 修理サポート業務は、原則、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）、年末年始（12月30日から1月4日まで）を除く平日の8時30分から18時30分までの範囲で行うものとする。
- (3) 緊急修復業務の受付は、原則、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）、年末年始（12月30日から1月4日まで）を除く平日の8時30分から18時30分までの範囲で行うものとし、緊急修復業務の実施は、原則、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）、年末年始（12月30日から1月4日まで）を除く平日の9時00分から17時30分までの範囲で行うものとする。実施日時は発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- (4) 定期点検業務は、年1回、技術員を派遣して実施するものとし、原則、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）、年末年始（12月30日から1月4日まで）を除く平日の9時00分から17時30分までの範囲で行うものとする。実施日時は発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- (5) 受注者が派遣する定期点検及び修理をする技術員は、当該機器に関する知識を有し、迅速に対応できる者（前記Ⅰ．第1項に記載された機器のメーカーより貸与されたサービスセキュリティプログラムを実行可能である者等）とする。

6 経費の負担等

前記Ⅱ．第5項に定める事項に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、検査用試薬、各種可搬記録媒体、プリンタ用紙等の消耗品は除くものとする。

7 報告

受注者は、緊急修復業務及び定期点検の作業報告書を実施後速やかに発注者へ提出するものとする。また、各年度の履行期間満了後に提出する委託業務実施報告書は、受注者の書式で、当該履行期間満了後速やかに発注者へ提出し確認を受けるものとする。

8 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、当該施設が公共医療施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び従事者の所属・氏名を発注者に届け出るものとする。これに変更があったときも、同様とする。
- (3) 業務を行う日時については、特に定める場合を除き、発注者の業務に支障のない日時とし、別途協議して定めるものとする。

9 業務への協力

発注者は、受注者が本件業務を完全かつ円滑に行えるよう、本機器の使用環境を受注者所定の状態に設定・維持するとともに、所定の使用方法に従って本機器を使用するものとする。

10 その他

本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、当院職員と協議のうえ、決定するものとする。